

静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、中山間地域の活性化及び集落の維持を図るため、おらんとこのこれ一番事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おらんとこのこれ一番事業 中山間地域における産業、自然、文化等の地域資源を活用して実施する別表第1に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、十分な収益が見込まれる事業であって、中山間地域の活性化及び集落の維持に資するものとして市長が認めるものをいう。
- (2) これ一番事業計画 おらんとこのこれ一番事業の目標、チャレンジ事業等を定めた計画であって、計画期間が3年以内のものをいう。
- (3) チャレンジ事業 これ一番事業計画に掲げる目標を達成するために実施する具体的な事業をいう。

(実施団体)

第3条 おらんとこのこれ一番事業を実施することができる団体は、別表第2に掲げる対象地区に居住する住民又は当該住民及び当該地区に所在地を置く法人等によって構成された団体であって、市長が認めるものとする。

2 前項の規定により市長が認める団体は、1対象地区につき1団体とする。

(事業の認定)

第4条 おらんとこのこれ一番事業を実施しようとする団体は、おらんとこのこれ一番事業について、市長の認定を受けなければならない。

(認定の申請)

第5条 前条の認定を受けようとする団体は、おらんとこのこれ一番事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に指定する期限までに市長に提出しなければならない。ただし、当該事業を実施しようとする対象地区において、既におらんとこのこれ一番事業の認定を受けている場合は、認定を受けている事業が終了するまでの間は、他のおらんとこのこれ一番事業の認定を申請することはできない。

- (1) これ一番事業計画書（様式第2号）
- (2) 全体収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体構成員名簿（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（認定の通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは申請者から聴取し、又は現地調査等を行うものとする。審査の結果、これ一番事業計画の目標を達成するために必要な具体性を備え、かつ、十分な収益が見込まれる事業であって、地域の活性化と集落の維持に資するものであると認めるときは、事業の認定をすることとし、おらんとこのこれ一番事業認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 事業の認定は、1対象地区につき、3回を限度とする。

（事業の変更、中止又は廃止の承認申請）

第7条 前条第1項の規定により事業の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、おらんとこのこれ一番事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめおらんとこのこれ一番事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) これ一番事業変更計画書（様式第2号）
- (2) 変更全体収支予算書（様式第3号）
- (3) 変更団体構成員名簿（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事業の変更、中止又は廃止の承認）

第8条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、おらんとこのこれ一番事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により認定団体に通知するものとする。

（補助対象事業）

第9条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、これ一番事業計画に定められたチャレンジ事業とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第10条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められないと市長が認める経費
- (2) おらんとこのこれ一番事業の実施そのものを業務とするものに対する委託料
- (3) 不動産の取得に要する経費
- (4) 補償費
- (5) 食糧費
- (6) 交際費
- (7) 既存の施設又は備品等の維持管理及び更新に係る経費
- (8) 賞金
- (9) 人件費のうち、人件費以外の補助対象経費の25%を超える部分
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費
(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、500万円と、1000万円から同一のおらんとこのこれ一番事業についてこの要綱に基づき前年度以前に交付された補助金の合計金額を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該部分を切り捨てる。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付を申請しようとする認定団体は、おらんとこのこれ一番事業補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) おらんとこのこれ一番事業認定通知書の写し
- (2) チャレンジ事業実施計画書（様式第9号）
- (3) 収支予算書（様式第10号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、おらんとこのこれ一番事業補助金交付決定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から3号までに定めるもののほか、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上である財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）内において市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止の承認申請）

第15条 第13条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめおらんとこのこれ一番事業補助対象事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第12号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) チャレンジ事業変更実施計画書（様式第9号）
- (2) 変更収支予算書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助対象事業の変更、中止又は廃止の承認）

第16条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、おらんとこのこれ一番事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかにおらんとこのこれ一番事業実績報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第15号）
- (2) 収支決算書（様式第16号）
- (3) 補助対象事業に要した経費に係る領収書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、おらんとこのこれ一番事業補助金交付確定通知書（様式第17号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 前条の規定による確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して10日以内におらんとこのこれ一番事業補助金請求書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第20条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

- 2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、おらんとこのこれ一番事業補助金概算払請求書（様式第19号）に市長が必要と認める資金状況が確認できる書類を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 概算払により交付した補助金の額と第18条により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、効力を失う。

別表第1（第2条関係）

1	農林水産物・鉱工業品の高付加価値化事業又はブランド化事業
2	観光・交流・体験教育ビジネスの創出事業
3	地域のまちづくり、教育、子育て、福祉、環境、文化等のコミュニティビジネスの創出事業
4	市民と産学官連携による産業・雇用の創出事業
5	森林の循環利用の仕組みづくり事業
6	新たな地域運営のための人材・グループの育成及び仕組みづくり事業
7	その他地域の活性化に資する事業

別表第2（第3条関係）

区名	対象地区	対象地区に含まれる町名
葵区	井川	口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内
	梅ヶ島	入島及び梅ヶ島
	大河内	相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡及び有東木
	玉川	中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢及び大沢
	大川	坂ノ上、枋沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
	清沢	赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣及び杉尾
	松野	油山、松野及び津渡野
	足久保	足久保口組及び足久保奥組
	中藁科	富厚里、小布杉、奈良間、富沢、大原及び水見色
	南藁科	産女、吉津、飯間、小瀬戸及び西又
	服織西	新聞及び谷津
	賤機北	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
	賤機中	門屋及び牛妻
北沼上	北沼上、長尾及び平山	
清水区	両河内	大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢及び和田島
	小島	小河内及び宍原
	庵原	伊佐布、杉山、茂畑及び吉原
	由比	由比入山

様式第1号（第5条関係）

おらんとこのこれ一番事業認定申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

	住 所	〔法人にあつては、その主たる 事務所の所在地〕	
申請者	氏 名	〔法人にあつては、その名称及 び代表者の氏名〕	印
	電 話		

おらんとこのこれ一番事業の認定を受けたいので、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 これ一番事業計画の対象となる地区
- 3 これ一番事業計画の策定団体
- 4 添付書類
 - （1）これ一番事業計画書（様式第2号）
 - （2）全体収支予算書（様式第3号）
 - （3）団体構成員名簿（様式第4号）

様式第2号（第5条、第7条関係）

これ一番事業（変更）計画書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 法人にあつては、その主たる
事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名 印

電 話

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 おらんとこのこれ一番事業の目標
- 3 これ一番事業計画の対象となる地区
- 4 これ一番事業計画の策定団体
- 5 これ一番事業計画の期間
- 6 地区の現状課題
- 7 活用する地域資源
- 8 テーマ実現への方策（地区の将来の活動イメージ）
- 9 チャレンジ事業の内容
（事業名、実施地区・主体・期間・目的・内容・スケジュール、事業費）
- 10 おらんとこのこれ一番事業の推進体制

様式第3号（第5条、第7条関係）

全体収支予算書（変更全体収支予算書）

1 収入の部

区分	予算額			備考
	初年度	2年度目	3年度目	
計				

2 支出の部

区分	予算額			備考
	初年度	2年度目	3年度目	
計				

(注)

- 1 収入の部の「区分」欄には、事業収入、自己負担金、市補助金等を記入すること。
- 2 市補助金については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
- 3 支出の部の「区分」欄には、事業区分を記入すること。
- 4 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第5号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

おらんとこのこれ一番事業認定通知書

年 月 日付で申請のあった については、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第6条の規定により計画を認定したので、次のとおり通知します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 これ一番事業計画の対象となる地区
- 3 これ一番事業計画の策定団体
- 4 これ一番事業計画の期間
- 5 その他

様式第6号（第7条関係）

おらんとこのこれ一番事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 〔法人にあつては、その主たる
事務所の所在地〕

申請者 氏 名 } 〔法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名〕 印

電 話

年 月 日付け 第 号により事業の認定を受けたおらんとこのこれ一番事業を、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 これ一番事業計画の対象となる地区
- 3 これ一番事業計画の策定団体
- 4 変更理由
- 5 変更内容
- 6 添付書類
 - （1）これ一番事業変更計画書（様式第2号）
 - （2）変更全体収支予算書（様式第3号）
 - （3）変更団体構成員名簿（様式第4号）

様式第7号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

おらんとこのこれ一番事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号により事業の認定を決定したおらんとこのこれ一番事業の変更（中止・廃止）を承認したので、次のとおり通知します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 これ一番事業計画の対象となる地区
- 3 これ一番事業計画の策定団体
- 4 これ一番事業計画の期間
- 5 その他

様式第9号（第12条、第15条関係）

チャレンジ事業実施（変更）計画書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 法人にあつては、その主たる
事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名 印

電 話

1 チャレンジ事業の内容

（事業名、実施地区・主体・期間・目的・内容・スケジュール、事業費）

様式第10号（第12条、第15条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

1 収入の部

区分	本年度予算額	昨年度予算額	備考
計			

2 支出の部

区分	本年度予算額	昨年度予算額	備考
計			

3 交付を受けようとする補助金額の算定の基礎

(注)

- 1 収入の部の「区分」欄には、事業収入、自己負担金、市補助金等を記入すること。
- 2 市補助金については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
- 3 支出の部の「区分」欄には、事業区分を記入すること。
- 4 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

おらんとこのこれ一番事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった については、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第13条の規定により補助金の交付を決定したので、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

この補助金は、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第14条に掲げる事項を条件として交付するものである。

- 4 その他

様式第12号（第15条関係）

おらんとこのこれ一番事業補助対象事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 法人にあつては、その主たる
事務所の所在地

申請者 氏 名 法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名 印

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたおらんとこのこれ一番事業補助対象事業を、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 補助金の交付決定年月日及び番号
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更（中止・廃止）の内容
- 5 添付書類
 - （1）チャレンジ事業変更実施計画書（様式第9号）
 - （2）変更収支予算書（様式第10号）

様式第13号（第16条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

おらんとこのこれ一番事業補助対象事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付を決定したおらんとこのこれ一番事業補助対象事業の変更（中止・廃止）を承認したので、次のとおり通知します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 これ一番事業計画の対象となる地区
- 3 これ一番事業計画の策定団体
- 4 これ一番事業計画の期間
- 5 その他

様式第14号（第17条関係）

おらんとこのこれ一番事業実績報告書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人にあっては、その名称及
び代表者の氏名 印

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたおらんとこのこれ一番事業補助対象事業が完了したので、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第15号）
 - (2) 収支決算書（様式第16号）
 - (3) 補助対象事業に要する経費に係る領収書の写し

事業実績書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 〔法人にあつては、その主たる
事務所の所在地〕

申請者 氏 名 } 〔法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名〕 印

電 話

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 おらんとこのこれ一番事業の目標
- 3 これ一番事業計画の対象となる地区
- 4 これ一番事業計画の策定団体
- 5 これ一番事業計画の期間
- 6 地区の現状課題
- 7 活用する地域資源
- 8 テーマ実現への方策（地区の将来の活動イメージ）
- 9 チャレンジ事業の内容
（事業名、実施地区・主体・期間・目的・内容・スケジュール、事業費）
- 10 おらんとこのこれ一番事業の推進体制
- 11 事業の成果
- 12 今後の課題

様式第16号（第17条関係）

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	備考
計			

2 支出の部

区分	予算額	決算額	備考
計			

(注)

- 1 収入の部の「区分」欄には、事業収入、自己負担金、市補助金等を記入すること。
- 2 市補助金については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
- 3 支出の部の「区分」欄には、事業区分を記入すること。

様式第17号（第18条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

おらんとこのこれ一番事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定したおらんとこのこれ一番事業の補助金の交付について、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり交付を確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第18号（第19条関係）

おらんとこのこれ一番事業補助金請求書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 〔法人にあつては、その主たる
事務所の所在地〕

申請者 氏 名 } 〔法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名〕 印

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたおらんとこのこれ一番事業補助金について、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 交付請求額 円

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義

様式第19号（第20条関係）

おらんとこのこれ一番事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住 所 } 〔法人にあつては、その主たる
事務所の所在地〕

申請者 氏 名 } 〔法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名〕 印

電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたおらんとこのこれ一番事業補助金について、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり概算払による交付を請求します。

- 1 おらんとこのこれ一番事業の事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払交付請求額 円
- 4 概算払の理由

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義